

第3回古都保存のあり方検討小委員会における委員等からの指摘事項等

(1) 歴史まちづくり計画について（計画期間等）

- 歴史まちづくりを国家として法体系に位置づけたことはとても大きい。
- 文化財の部局と都市計画の部局が一緒に仕事したことは大きい。
- 計画当初から理想形・完成形を思い描き、それを共有しながらまちづくりをするということが大切。
- 歴史的なまちづくりや景観は、効果があらわれるのに20年程度かかるため、10年ごとにレビューをして、その実績を蓄積していくことが大切。
- 歴史まちづくりの効果を高め、これを定着させ、活用していくためには長い時間を要するため、認定期間の延長や、効果を高めていく期間の設定などの視点が必要。
- 歴史的な街並みを補助がなくても維持するためには、そこに住むことや不動産を持つことをいかに高く評価されるようにしていくのが大事。
- 歴史まちづくりを重点的に取り組むための基盤となる財政面について、引き続き国からの支援が必要。

(2) 歴史的街並みの保全、景観施策等との連携

- 市民の景観に関する意識については、高まってきていると手応えを感じているが、より一層高めていきたい。
- 景観計画の中で重点景観隣接地区を定めるなど、景観形成基準を歴史まちづくりと連携させて充実・強化を図る必要がある。
- 歴史まちづくりに向けた住民の活動の広がりとして、この歴史的風致を生かした景観住民協定が締結された。
- 重要伝統的建造物群保存地区でも空き家が少し顕在化してきているが、これをいかに対処していくか各自治体の大きなテーマとなっている。
- 空き家の活用には、建築基準法や消防法等の規定に対して条例等で対応できるようになっているものの、ハードルが高く活用が進んでいないのが現状であるため、県レベルの建築士会とタイアップしてサポートしていくことが必要である。
- 歴史的建造物を行政や専門家だけで保存することに限界がある状況の中、市内で活動しているヘリテージマネージャーや建築家、職人がNPO組織を立ち上げて、保存・修復に積極的に関わっている。
- 市街地とその背景にある山並みとが調和する眺望点を定めて、眺望景観を保全する取り組みしている。
- 自然景観と歴史的風致の調和の取組として、寺の参道から臨む山並みの眺望を、地元と一緒に保ちながら保全している。

- 景観計画などのまちづくりの計画を作ると、商工業者や住民からは、規制されるのではないかという意見がでてくる。
- 町家や樹木について、相続などで急に売却や伐採されることがあるため、常日頃から、資金面や行政の仕組みの中で解決できるアイデアの蓄積や、どこに何があり、持ち主や関係者がどういう状況にあるのかの把握をしておくことが大事。
- 樹木は建物と異なり、景観政策の中で扱う専門家が少なく、経済的な支援もない。仕組みの中では文化財、都市計画、景観に加えて、緑の政策ともいかに連携していくかが課題。

(3) 歴史的街並みの活用、観光施策等との連携

- 各観光地の観光まちづくり団体が連携し、市全域を面的に考える交流会の発足や、市が設定した歴史的風致の回遊ルートの沿線住民により、休憩所等の設置や空き家・空き店舗の活用などにより地域の活性化を図るためまちづくり協議会が設立された。
- 歴史文化資産を保存・継承するためには、これらを歴史文化とものづくりの技術、それを継承する人といった資源として観光分野等で積極的に活用していく必要がある。
- 景観行政を含めた規制について、ネガティブなイメージからポジティブなものに転換していく必要があり、積極的に外観を残しつつ、中は新しいものに変えていくような保全と活用が図られているものもある。
- 歴史まちづくり計画認定を契機となり、市民の関心の高まりによって消滅した旧町名が復活されるとともに、10年ぶりに獅子舞が復活するなど、地域内の交流が活性化している。
- 文化財や町家を活用して、お茶会などの文化活動や、現代アートのイベントが開催されるなど、市民活動が活発化している。
- MINTO機構のまちづくりファンドでは、市等の基金を積み増す際の助成や、さらにクラウドファンディングへのサポートができるようになったため、うまく宣伝して活用していくとよい。
- 観光客の増加について、住民の中には、交通量やごみの増加を懸念する意見がある。

(4) 歴史まちづくり制度の広域連携等について

- 保全されてきた街道筋など、行政界を越える広域の歴史まちづくりは、一市町村で歴史まちづくりに取り組むことへのハードルが高い場合などに有効ではないか。

- 歴史まちづくりサミットの開催により、目的を同じくする市町のトップが一堂に会すことで、実務レベルを含めて情報共有が深まり、歴まち認定都市間の連携が始まっている。そして、観光面での連携、災害時の相互応援を定めた合意書の締結につながった。
- 全国の自治体との交流の機会を積極的に生かして情報交換等を行い、他都市との連携を強化していく必要がある。
- これまでの広域連携は地域的に近いものが多かったが、国が認定したことで、テーマ別という新しい形の広域連携が生まれた。今後、この広域連携の観光面などへの波及効果などを広くPRしていくとよい。
- 歴史まちづくりに関して、国の主導による全国的な機運づくりや、県境を越える連携への配慮があると、一自治体としては助かる。
- 広域連携の取組が認定期間の終了によって終わらないよう、また、歴史まちづくりの社会的認知度の向上や取組の推進を図るためにも、認定都市間の連携強化について仕組みを入れるべき。